榛東村防災行政無線更新に係る基本設計業務委託
公募型プロポーザル実施要領（案）

この実施要領は、令和8年度　榛東村防災行政無線更新に係る基本設計業務委託の優先交渉者を選定するために必要な事項を定めるものです。

目次

１　業務の概要・・・

１　業務の概要

（１）業務名

令和８年度　榛東村防災行政無線更新に係る基本設計業務委託

（２）業務内容

業務内容は、別紙

「令和８年度　榛東村防災行政無線更新に係る基本設計業務委託　仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとします。

整備の経緯

平成３年にアナログ整備し、平成２３年にデジタル整備を行いました。

戸別受信装置　２７６３台は、アナログを使用しています。

既存の施設概要

同報系設備：親局設備　１局、 遠隔制御装置　２局、
屋外受信装置　３８箇所（再送信子局なし）、

移動系設備：統制局設備　１局、遠隔制御装置　１局、車携帯無線機、５台、
携帯無線機　２０台、半固定局　３５箇所

設置後１５年を経過しており主要部品の生産が終了したことから、無線放送施設が故障した場合には修繕が困難になり、安定した運用に支障をきたす状態となっております。また、相馬原演習場は、米軍の撤退後陸上自衛隊の演習場となり、ヘリコプターによる訓練、迫撃砲及び爆破訓練等の実弾射撃訓練を実施しており、墜落事故や実弾演習に起因する火災の発生が極めて高い状況にあり、周辺住民は多大な不安を抱えております。村では、万一の災害時に迅速かつ正確な情報の伝達と的確な避難誘導を図るうえから、防災情報無線システム（同報系及び移動系）すべての更新を予定しています。

（３）履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 24 日（水）までとする。

（４）発注方法

公募型プロポーザル方式により、優先交渉者を決定し、提案書に基づき設計内容を修正し特命随意契約により契約します。

（５）提案上限額（委託限度額・税込）

２，３３２，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

（６）計画・システム整備の検討

防災行政無線システム（デジタル同報系）の提案

新たなシステムとして、QPSK 方式の 60MHz、4 値 FSK 方式の 260MHz、ポケットベル周波数帯利用型の 280MHz、IP 同報無線システム他を候補としており、整備費、整備

後１０年間の維持管理費を想定し、金額と機能からシステムを提案するものとします。

整備完了目標：令和１０年から１１年度末までの２カ年を予定しています。

本業務では、同システムの導入にあたり、最適な情報伝達方法やシステム構成、整備コスト、周辺システム・機器との連携等について検討し、住民への防災・行政情報の迅速かつ的確な伝達と安心・安全の確保を行います。本村は、榛名山麓の東側に位置し、緩やかな勾配で、関東平野を望める地形であり、屋外受信エリアは、５ｋｍ×５ｋｍの狭い範囲であります。地域特性や情報通信基盤を踏まえた合理的・経済的なシステム整備を目指し、将来の社会情勢・技術変化にも対応し得る柔軟な提案を求めます。

移動系の提案

消防団、避難所との通信方法について、簡易無線、IP 無線、衛星携帯電話などの機能比較一覧を作成する。各機器の整備費、整備後１０年間の維持管理費を想定し、金額と機能から提案を求めます。また、住民への情報配信について現在の配信(LINE、安全安心メール等)を検証し、一人暮らしの方や、目、耳の不自由な方などへの対応策を提案してください。なお防災ラジオは、配備しない予定です。

２ 選定概要

（１）担当課(事務局)

本業務に係るプロポーザルに関する事務は次の課が行います。

〒370－3593
群馬県北群馬郡榛東村大字新井 790 番 1
榛東村 総務企画課　　担当　小山
TEL　0279－26－2195（直通）
FAX　0279－54－8225
e-mail soumu@vill.shinto.gunma.jp

（２）選定方法

本業務は、防災行政無線設備の更新に係る基本設計業務です。防災情報無線システム(同報系及び移動系)等の設計実績を有し、整備費、整備後の維持管理費を想定し、金額と機能から本村に適したシステムを提案できる事業者を選定いたします。

このため、本業務の事業者選定は、次のとおり行います。

項目	選考方法
第1次審査	提出書類（様式1 参加申込書、 様式2 予定配置技術者書、 様式3－1 完了実績書、様式3－2 業務実績書)に基づき参加資格要件の適否を審査する。 参加資格要件を満たす者を対象に書類審査を行い、評価点の高い者から上位 3者～5者程度を第2次審査の対象者として選定する。 書類審査は評価基準表に基づき採点する。 同点者が生じた場合は、次の順で順位を決定する。 （1） 様式3－2 業務実績に記載された防衛補助整備の件数が多い者を上位とする。 （2）（1）の件数が同じ場合は、実施設計に係る業務実績件数が多い者を上位とする。 （3）（2）の件数が同じ場合は、業務実績件数が多い者を上位とする。
第2次審査	評価基準表に基づき、提出された提案書、見積書及びプレゼンテーション内容を選定審査委員会が総合的に評価し、総評価得点が最も高い事業者を優先交渉者とします。参加業者が1者のみの場合においても、提案内容が妥当と判断されれば優先交渉者として決定します。

（3）参加資格

参加者は、次に掲げる条件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 榛東村建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成 5 年訓令乙第 1 号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

ウ ぐんま電子入札共同システムの榛東村 建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等入札参加資格者名簿 電気電子部門に登録された業者であること。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

（ア）会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

（イ）民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

オ 配置技術者資格要件

(1) 契約締結後、技術者の配置に当たり、直接的かつ恒常的な雇用関係(3か月以上)を証明する雇用保険被保険者証を「委託者」に提出すること。

(2) 管理技術者

①技術士（電気・電子部門）、RCCM（電気・電子部門）、第一級陸上無線技術士又は同等以上の資格を有する者

②過去 10 年間の中で同報系デジタル防災行政無線設備の設計業務委託(基本設計又は実施設計)の同種実績があること。

(3)照査技術者

技術士（電気・電子部門）または RCCM（電気・電子部門）を配置すること。
管理技術者と照査技術者は、兼ねることはできない。

カ　会社として令和2年4月1日以降において、同種設計業務の完了実績があること。（様式3－1　完了実績書）
（様式3－2　業務実績書は、業者の比較検討に使用するため、平成 28 年からの記載です。）

キ　工事期間中（最大 24 ヵ月）は、既設防災行政無線（60MHz）設備、J アラートと併設運用となるため、施工方法の順序、及び既設維持管理業者（株式会社有電社）と管理区分の打合せを行い、責任分担について協議が整えられる者

（4）本プロポーザルのスケジュール

項目	日程
実施要領の公表	令和8年 11 月 13 日（金）
質問書受付期間	令和8年 11 月 13 日（金）から 令和8年 11 月 20 日（金）午後5時まで
質問書の回答（予定）	令和8年 11 月 27 日（金）
参加申込書（第1次審査書類）の提出期限	令和8年 12 月　3 日（木）午後5時必着
第1次審査結果の通知（予定）	令和8年 12 月 10 日（木）発送
提案書等（第2次審査書類）の提出期限	令和8年 12 月 15 日（火）午後5時必着
第2次審査「プレゼンテーション」（予定）	令和8年 12 月 18 日（金）
第2次審査結果の通知（予定）	令和8年 12 月 24 日（木）発送

3　質問の受付・回答の公表

本プロポーザルや本業務に関して質問がある参加希望者は、次により質問書を提出してください。なお、質問は参加申込書・提案書の提出に必要な事項及び業務実施にかかる条件に限るものとし、評価及び審査にかかる質問は一切受け付けません。

（１）提出書類

質問書（様式5）

（２）質問の受付

提出方法　：　質問書（様式5）を添付した電子メールにより提出し、送信後は必ず電話にて送信の旨を連絡してください。

メール件名　：「榛東村防災行政無線の更新に係る基本設計業務委託質問書（事業者名）」とすること。

受付期間　：　2（4）　のとおり

提出先　　：　2（1）　担当課と同じ

（３）回答の公表

質問に対する回答は、次により公表します。

公表方法　本実施要領掲載のホームページにて公表

公表時期　：　2（4）　本プロポーザルのスケジュールに定める回答日に一括して掲載します。

4　第１次審査（参加申込）

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加申込書類を提出してください。

（1）提出書類

ア　参加申込書（様式1）・・・・・・・・・・・・・・・1部

イ　予定配置技術者書（様式2）・・・・・・・・・1部

※配置予定の管理技術者、照査技術者及び担当技術者については、雇用状況に関する資料(3 か月以上雇用していることが証明できるものの写し)並びに保有資格を有する場合は資格者証の写し等を添付すること。

なお、担当技術者については、電波伝搬調査(携帯通信回線の品質測定を含む)及び無線・通信系の技術的検討を担当する者として、第一級陸上特殊無線技士以上の資格を有する者を 1 名以上配置することが確認できるようにすること。

※管理技術者は担当技術者を兼務できる。担当技術者要件（第一級陸上特殊無線技士以上を 1 名以上）は、管理技術者が当該資格を有する場合、管理技術者をもって充足して差し支えない。なお、照査技術者は管理技術者及び担当技術者を兼務できない。

ウ　完了実績書（様式３－１）

業務実績書（様式３－２）・・・・・・・・・・・・・1部

※業務実績は、2（3）参加資格要件に定めるとおり、平成 28 年 4 月 1 日以降に完了した防災行政無線(同報系及び移動系)に携わった業務ついて記載すること。

（2）提出方法及び提出期限等

提出部数 ： 各1部
提出方法 ： 郵送（提出期限必着）又は持参
提出期限 ： 2（4）のとおり
持参受付時間 ： 土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで
提出先 ： 2（1） 担当課と同じ

（3）第1次審査の評価項目、評価基準及び配点

提出された参加申込書類に基づき、2（3）参加資格要件の適否を審査する。参加資格要件を満たす者を対象に、別紙評価基準表に基づき書類審査（加点評価）を行い、評価点の合計により順位付けを行う。

（4）第2次審査対象者の選定方法

評価点が高い者から上位3 者～5者程度を第2次審査（提案書審査・プレゼンテーション）の対象者として選定する。
なお、同点者が生じた場合は、2（2）に定める方法により順位を決定する。

（5）第1次審査の結果通知

全参加者に対して、次により結果を通知します。
通知方法 ： メールにより送付
通知日 ： 2（4）のとおり

5　第2次審査「提案書・プレゼンテーション」（非公開）

第１次審査により参加資格が認められた者は、次により提案書及び見積書等を提出してください。

（1）提出書類

ア 提案書（次の提案項目に対する考え方を記述してください。）

提案項目	提案内容に関する留意事項
業務内容の理解とシステム説明	本業務の目的・背景を理解したうえで、同報系無線システムの特徴について、専門外の職員でも理解できるよう分かりやすく示してください。
本村の地形、コストと機能を考慮した同報系システムの提案	本村の地形、屋外受信エリアを考慮し J-ALERT や周辺システム・機器と連携等し、既設設備の再利用や維持管理費を含めた同報系システムを提案してください。
移動系システムの提案と弱者、要支援者への通信方法	消防団、避難所との通信方法について、各機器の機能と維持管理を考慮した、提案を求めます。また、住民への情報配信について LINE、安全安心メール等の他、一人暮らしの方や、目、耳の不自由な方などへの対応策を具体的に提案してください。
実施体制と防衛補助支援	業務の実施体制（担当責任者、担当技術者の役割分担）と、今までの設計における留意点と防衛省の民生安定補助の採択にあたり、支援方法などを具体的に示してください。
運用面の配慮	機器を使用する職員やスマホが使用できないお年寄りや電池切れ防止対策などの工夫（操作の簡便さ、トラブル対応手順、マニュアル・研修等）を具体的に提案してください。

【提案書作成の注意事項】

・用紙の大きさは、A4判とし、片面 10 枚以内、カラー印刷とすること。
※全提案の合計枚数とする。
※A3判を使用する場合はA4判用紙2枚と計算すること。
・提案を求めるテーマの記載順、配分、レイアウトは自由とする。
・文字の書体、文字色、文字間及び行間は自由とする。
・文字サイズが小さくなりすぎないよう留意すること。
・原本、副本の内容は同一とし、原本のみ参加事業者名がわかるような事務所名・ロゴマーク等を入れ、副本には入れないこと。
・原本・副本とも左上ホチキス留めとすること。
・提案書の内容については、あくまでも設計者の選考を目的としたものであり、必ずしも本業務の基本設計に反映することを担保するものではないこと。

イ 見積書（様式4）
業務内容及び積算根拠が確認できる内訳書（任意様式）を添付すること。
金額は提案上限額（２，３３２，０００円・税込）以内とすること。
※内訳書は見積内容の確認に用いるものであり、評価（採点）の対象とはしない。

（２）提出方法及び提出期限等
提出部数
提 案 書　：　正本1部、副本 8 部（押印が必要な書類は正本のみ押印。副本は複写可。）
見 積 書　：　1部
電子媒体　：　提案書データを保存した CD-R 等を1部提出すること。
提出方法　：　郵送（提出期限必着）又は持参
提出期限　：　2（4）　のとおり
持参受付時間　：　土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで
提 出 先　：　2（1）　担当課と同じ

（３）第2次審査「プレゼンテーション」日時及び場所
日 時：令和8年12月18日（金）予定
場 所：榛東村役場内会議室　（詳細は別途通知）

（４）実施方法
ア　参加各社３名以内（パソコン操作者等を含む）とし、原則として管理技術者が参加するものとします。
イ　提出した提案書をもとに説明していただきます。新たな追加提案や追加資料の配付は認めません。
ウ　必要な機材は参加者が用意してください。プロジェクター（HDMI 出力）、スクリーンは村が準備します。
エ　所要時間は 30 分間程度（企画提案説明 20 分、質疑 10 分）とします。
オ　受付時間までに受付ができなかった場合は、参加を辞退したものとします。やむを得ない事由がある場合は、事前に担当課へ連絡してください。

（５）評価項目、評価基準及び配点
評価及び採点は、別紙評価基準表に基づき、選定審査委員会の各委員が行います。

（６）優先交渉者の選考方法
選定審査委員会が、提出書類及びプレゼンテーション内容を評価し、総評価得点が最も高かった事業者を優先交渉者とします。
参加業者が1者のみの場合においても、提案書、見積書及びプレゼンテーションの内容を審査した結果、妥当であると判断された場合は、優先交渉者として決定します。

（７）第2次審査の結果通知
全参加者に対して、次により結果を通知します。
通知方法　：　メールにより送付

通知時期 ： 2(4) のとおり

6 契約の締結

（１）契約の締結仕様書及び優先交渉者の提案書等の記載事項を基本に協議の上、随意契約を締結します。
提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映します。
ただし、本業務の目的達成のため必要な範囲において、優先交渉者との協議により締結段階で項目を追加、変更及び削除することがあり、この場合、契約内容及び契約額等の調整を行うことがあります。なお、辞退その他の理由により契約が締結できない場合は、次順位者と契約の交渉を行うことがあります。

（２）契約保証金等
なし

7 プロポーザル参加に際しての留意事項

（１）無効の事由
次のいずれかに該当する提案は、無効とする。
ア　参加資格要件を満たさない場合（契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合を含む。）
イ　本プロポーザルの実施にあたり、不正又は妨害行為を行った場合
ウ　選定委員会委員へ個別に接触を図った場合
エ　見積書の金額を訂正した場合
オ　参加申込書、見積書に記名押印のない場合又は誤字、脱字等があって必要事項を確認し難い場合
カ　所定の日時を経過した場合
キ　その他本要領に違反した場合

（２）失格の事由
次のいずれかに該当する者は、失格とする。
ア　委託限度額を超える見積をした場合
イ　見積書の金額と内訳の金額が一致しない場合

（３）提出書類の取扱い
ア　提出期限までに参加申込書を提出しない者及び参加資格がない者は、提案書を提出できません。
イ　提出期限後における参加申込書、提案書及び見積書の訂正、追加及び再提出は認めません。 ただし、参加申込書及び提案書の提出後に、本村から必要に応じて説明又は追加資料の提出を求める場合はこの限りではありません。
ウ　提出された参加申込書、提案書及び見積書は、提案資格の確認及び優先交渉者の特定以外の目的で、参加者に無断で使用しません。
エ　提出された書類は返却しません。

オ　本プロポーザルの実施にあたり、提出書類の複製を作成する場合があります。
カ　提案書に係る書類の著作権は、それぞれの提出者に帰属します。ただし、契約締結事業者の提案書に係る書類の著作権は、榛東村に帰属するものとします。
キ　成果品に関する権利は、受託者固有の知識・技術を除き、全て榛東村に帰属します。

（４）費用の負担
参加申込書、提案書及び見積書の作成に要した費用、旅費その他提出に要した一切の費用は、すべて参加者の負担とします。

（５）守秘義務・信頼関係
ア　受託者は、本業務を実施する場合において、委託者と密接に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ守秘義務を遵守することとします。
イ　守秘義務は契約終了後も継続します。

（６）技術者の取扱い
ア　配置予定技術者等の担当者は、原則として変更できません。
イ　やむを得ない理由がある場合は、同等以上の技術者であるとの委託者の了解を得たうえで変更することができます。

（７）辞退の取扱い
参加申込書又は提案書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

（８）プロポーザルの延期・中止等
ア　本プロポーザルの審査の内容についての問い合わせには一切応じません。また、審査結果に対する異議申し立てはできないものとします。
イ　天災その他やむを得ない理由がある場合、又はプロポーザルに関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、本プロポーザルを延期し、又は中止することがあります。この場合の損害は、参加者の負担とします。

（９）本プロポーザル結果の公表
第2次審査終了後、優先交渉者の商号又は名称を、本実施要領掲載のホームページに掲載し公表します。